

**泉佐野市ふるさと納税サポート室業務
業務委託企画提案公募要項**

**令和 6 年 5 月
大阪府泉佐野市**

目 次

- 1 委託業務名
- 2 委託業務の目的
- 3 委託業務内容
- 4 委託上限額
- 5 スケジュール
- 6 企画提案参加資格
- 7 応募手続
- 8 質疑応答
- 9 審査及び選定方法
- 10 契約の締結
- 11 契約に関する留意事項
- 12 その他
- 13 担当部署（書類の提出先、連絡先）

1 委託業務名

泉佐野市ふるさと納税サポート室業務

2 委託業務の目的

泉佐野市（以下「市」という。）は、ふるさと納税制度を活用して、寄附や返礼品を通じて寄附者との繋がりを通して、地元特産品のPR並びに販売促進や観光誘致及び交流人口の増加につなげることにより、地元企業・地域の活性化及び市の魅力発信を図っている。

ふるさと納税制度について市が実施する「ふるさと応援寄附金事業」において、寄附受付、寄附者情報の管理、寄附者対応、返礼品や必要書類の発送等の「ふるさと納税サポート室業務」を民間事業者に一括して委託することにより、事務の効率化や寄附の利便性の向上、寄附金受入れの増加を図ることを目的とし、受託事業者の募集を行うものです。

3 委託業務内容

別添1の仕様書のとおり

4 委託上限額

187,644千円（税込み）

※委託上限額は、寄付金額を81億5千万円と想定し、楽天ふるさと納税の占有率等をもとに算出しているため、寄附の状況によっては変動する場合があります。

5 スケジュール

令和6年5月10日（金）	公募開始
令和6年5月15日（水）	質問受付締切
令和6年5月24日（金）	企画提案書類提出締切
令和6年5月下旬	選定委員会（書面による審査）
令和6年6月上旬	契約締結
令和6年6月中	現受託事業者及びお礼品提供事業者との調整
令和6年7月 1日	業務開始
令和7年3月31日	業務終了

6 企画提案参加資格

次の各号に定める内容を全て満たす法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人。
- (2) この要項配布時から契約日までに市から資格停止の措置を受けていない法人。
- (3) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号のいずれにも該当しない法人。（委託先として選定された場合、委託契約の締結時に誓約書を提出していただきます。）
- (4) 会社更生法、民事再生法に基づき更生または更生手続きをしていない法人。
- (5) 税（国税及び地方税全般）を完納している法人。
- (6) ISMS認証またはプライバシーマークの認定を受けている法人。
- (7) 企画提案書により実施する事業で、法令等で官公庁の免許、許可または認可が必要となる場合は、当該免許、許可または認可を受けている法人。
- (8) 企画提案した業務を実施するにあたり必要な資機材等を準備できる法人。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的としていない法人。
- (10) 業務上知り得た個人のプライバシーは、契約満了後についても守秘できること。

7 応募手続

(1) 募集要項の配布

本要項は次のとおり配布しています。

- ① 配布期間：令和6年5月10日（金）～5月15日（水）
- ② 配布方法：市公式ホームページからダウンロードしてください。
(<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seicyou/furusato/index.html>)

(2) 企画提案書の提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時まで（土日祝等、市役所閉庁時間は除く）

(3) 提出場所

泉佐野市役所 成長戦略室ふるさと創生課（泉佐野市市場東1丁目1番1号）

(4) 提出部数 それぞれをとりまとめ、正本1部、副本4部

- ・企画提案応募書（様式1）
- ・企画提案書（様式第2号及び任意書式）
- ・概算見積書（様式自由、ただしが業務ごとの費用の内訳がわかるもの）
- ・受託実績がわかる実績一覧表
- ・受託実績が確認できる書類（契約書の写し等）
- ・会社パンフレット等会社の概要が分かる資料
- ・事業実施体制の組織表（様式自由）
- ・添付書類（各1部、正本に添付してください。）
 - ①定款の写し
 - ②法人の登記簿謄本（提出の日において発行日から3か月以内のもの）
 - ③委任状（様式第3号）
 - ④印鑑証明（提出の日において発行日から3か月以内のもの）
 - ⑤納税証明書（未納がないことの証明：原本1部）
 - ※国税、地方税及び市税（全税目）の納税証明書
 - 泉佐野市に納入すべき市税がない場合は、国税及び地方税の納税証明書
 - ⑥会計状況を説明する書類（収支計算書・貸借対照表等）
（直近1か年のもの：半年決算の場合は2期分：1部）
 - ⑦暴力団排除にかかる誓約書（様式5）

(5) 提出方法

上記提出場所に直接持参してください。

(6) 注意事項

ア 複数案提出の禁止

同一の者が複数の応募（提出）をした場合は、失格となります。

イ 応募内容の変更禁止

応募（提出）された書類の変更は原則としてできません。ただし、市が補正等を求めた場合は除きます。

ウ 虚偽の記載に対する取扱い

応募（提出）された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 応募（提出）された書類の取り扱い

応募（提出）された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。

オ 選考結果の疑義

選考結果に関する疑義等については一切受け付けません。

カ 著作権の取り扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

キ 提出書類の複製等

提出された書類は、受託者選考の目的で複製することがありますが、それ以外の目的で使用しません。

ク 守秘義務

本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関りが無くなり次第、市から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

8 質疑応答

本要項の内容に不明な点がある場合は、質問書の提出により行うことができます。

質問の要旨を質問書（様式４）に簡潔にまとめ、電子メールに添付して下記メールアドレス宛にお送りください（郵送又は持参可）。

※募集期間中の面談（書類提出時を除く）、電話等による質問は受け付けません。

① 提出期間 令和６年５月１０日（金）～５月１５日（水）

② メールアドレス furusatotax@city-izumisano.com

なお「件名」は「【質問：泉佐野市ふるさと納税サポート室業務】」と明記してください。

③ 回 答 令和６年５月１７日（金）までに市のホームページにて回答します。

④ そ の 他 提出期間経過後に質問及び企画提案参加資格に該当しない方からの質問及び指定した方法以外での質問につきましては、一切受け付けしませんのでご注意ください。

また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査にかかる内容及び他の提案者に関する質問についても受付できません。

9 審査及び選定方法

市が設置する泉佐野市ふるさと納税サポート室業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の内容を審査し事業者の選定を行います。

(1) 審査項目及び評価の視点・配点

次の審査項目を評価のうえ、事業予定者を選定します。

審査項目	審査内容及び評価の視点	配点
事業実施体制	事業計画を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。 適切な個人情報の取り扱いができる体制となっているか。 寄附増加しても実施できる体制になっているか。	２０点
寄附申し込み及びお礼品等に関する問い合わせ対応について	寄附申込及びお礼品等に関する問い合わせ対応（コールセンター等）に関する理解・知識が十分にあるかどうか。 業務内容特有の課題に対し、適切な業務実施が見込めるかどうか。	２０点
返礼品掲載管理、事業者配送管理、PR業務について	返礼品掲載管理、事業者配送管理は、提案内容と事業趣旨・業務内容との整合性が取れているかどうか 独自性・効果性のあるPR業務を実施出来るかどうか。	４０点
事業費用の妥当性など	最低見積と比較して提案見積を審査する。 《算定式》 満点（２０点）×提案のうち最低見積/提案者の見積 ※小数点以下切り捨て	２０点
合 計		１００点

※記載がない場合や著しく具体性に乏しい等、選定委員会が事業予定者としてふさわしくないと判断した場合、当該応募者を順位外とします。
※審査委員による評価の合計点の平均が60点未満の場合は、候補者として選定しません。

(2) ヒアリング等

審査に際し、必要と認めるときは、応募者の提出書類等の内容について、説明や追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 事業予定者の選定

- ・最も高い点数を取得した者を事業予定者として選定します。
- ・点数の同じ者が複数存在する場合には、選定委員会において順位を決定します。
- ・審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に文書で通知します。

(5) 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明をしなかった場合
- ⑤会社更生法等の適用を申請するなど契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑥その他、この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

(6) 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

(7) 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書、概算見積書等はいかなる場合でも返却いたしません。

10 契約の締結

(1) 契約の締結

選定された法人（以下、受託者という。）と市において契約を締結します。なお、提案された内容は、市と受託者で協議の上、変更することがあります。

また、受託者には、契約締結後ただちに業務の実施体制に基づく責任者を指定していただきます。

(2) 契約金額

企画提案時に提出された寄附受入額に対する乗率等の条件により、契約します。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いについては、毎月ごとの寄附受入額確定後の精算払いを基本とし、月末締め翌月請求到着後30日以内に支払うものとする。

(4) その他の契約に関する条項

受託者と協議のうえ決定します。

11 契約に関する留意事項

(1) 損害賠償

本業務の遂行中に、受託者が市及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告し、市の指示に従うものとします。また、損害賠償の責任は受託者が負うものとします。

(2) 事故

本業務の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに市に報告しなければなりません。

(3) 契約時の契約保証金について

市との契約締結にあたり、泉佐野市契約規則（平成12年泉佐野規則第23号）第32条各号（第2号及び第5号を除く）に該当する場合を除き、委託金額の10%以上を契約保証金として納付していただくこととなります。

12 その他

- ・ 本業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については市に帰属する。
- ・ その他事業の実施に際しては市の指示に従うこと。
- ・ その他詳細については、本業務にかかる契約時に別途協議する。
- ・ 採択された提案内容については、契約時に市と詳細を協議させていただくこととし、その協議の結果、内容・金額について変更が生じることがあります。
- ・ 契約締結後、令和6年7月1日の業務開始日までに要する費用（従前の事業者との引継ぎ等）については、新規受託者の負担とします。

13 担当部署（書類の提出先、連絡先）

泉佐野市 成長戦略室 ふるさと創生課 〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号 TEL：072-463-1212 E-mail：furusatotax@city-izumisano.com
--